

# 第 8 回教育委員会記録

平成 1 2 年 4 月 2 6 日 (水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成12年4月26日(水) 午後1時30分～午後2時40分  
場 所 教育委員会室  
出席委員 委員長 舟 生 清 委員長職務代理者 大 門 哲  
委員 鬼 丸 かおる 委員 丸 田 頼 一  
欠席委員 (なし)  
出席説明員 事務局次長 松 本 義 勝  
事務局参事 辻 武 庶務課長 佐 藤 博 継  
事務局副参事 田 中 哲 学務課長 和 田 義 広  
施設課長 秋 葉 正 行 指導室長 工 藤 豊 太  
社会教育スポーツ課長 社会教育センター所長  
荒 井 健 一 伊 藤 俊 雄  
中央図書館長 中央図書館次長  
古 川 正 司 杉 田 治  
事務局職員 庶務課係長 木 下 淳 法規主査 能 任 敏 幸  
担当書記 後 藤 行 雄  
傍聴者数 2 名

### 会議に付した事件

- 議案第68号 杉並区社会教育委員の委嘱について . . . 可決  
議案第69号 文化財保護審議会委員の委嘱について . . . 可決  
報告案件 1 杉並の教育を考える懇談会の開催について  
2 健康学園入園児童決定状況について  
3 教科用図書採択要綱について  
4 県費職員に関する住民監査請求について  
5 教育委員学校訪問の訪問校(園)の決定について  
6 教育委員協議

**委員長（舟生）** ただいまから、平成12年第8回杉並区教育委員会定例会を開会いたします。本日の署名委員に、鬼丸委員を指名いたします。

日程第一「杉並区社会教育委員の委嘱について」社会教育スポーツ課長お願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 議案第68号についてご説明申し上げます。この4月の人事異動に伴いまして、これまで委員でありました阿佐ヶ谷中学校の中條校長が他区へ転出されました。このため、規則による「区内学校長」を要件とする委員に欠員が生じることとなりましたので、新たに委嘱を行うものでございます。

議案を朗読いたします。議案第68号杉並区社会教育委員の委嘱について。右の議案を提出する。平成12年4月26日。提出者 杉並区教育委員会教育長 與川幸男。次の者を杉並区社会教育委員に委嘱する。平成12年5月9日付。規則第2条第1号該当。東京都東久留米市滝山7丁目9番2号 下嶋光豊。提案理由 委員に欠員が生じたため、新たに委嘱する必要がある。私からは以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**委員長** 資料として、履歴書と委員の名簿がございます。なにかご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

特に異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

異議がございませんので、原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第69号文化財保護審議会委員の委嘱について。社会教育スポーツ課長お願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 議案第69号についてご説明申し上げます。第9期となります現在の文化財保護審議会委員が、今年5月16日をもちまして2年の任期が満了いたします。このため新たに第10期となりますが、委員を委嘱する必要があるでございますので、ご提案するものであります。

議案を朗読いたします。議案第69号文化財保護審議会委員の委嘱について。右の議案を提出する。平成12年4月26日。提出者 杉並区教育委員会教育長 與川幸男。次の者を文化財保護審議会委員に委嘱する。平成12年5月17日付。東京都狛江市中和泉3丁目24番44号 稲葉和也。東京都世田谷区赤堤2丁目22番15号 江坂輝彌。東京都杉並区荻窪5丁目2番12号 大谷光男。東京都杉並区阿佐谷南3丁目3番14号 大林太良。東京都東久留米市弥生2丁目3番3号 岡田芳朗。千葉

県佐倉市上座588番20 水藤真。東京都杉並区荻窪1丁目20番7号 関口正之。  
東京都小平市花小金井南町2丁目7番5号 永井信一。東京都杉並区西荻北4丁目  
5番2号 森安彦。提案理由 任期満了に伴い、新たに委嘱する必要がある。  
以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**委員長** 次のページ以降に参考資料として名簿と履歴がございます。何かご質問  
等ございますか。

**委員長職務代理者（大門）** この中で新任の方はいますか。

**社会教育スポーツ課長** 水藤真さんは新任でございます。

**委員長職務代理者** 他区の委員長を兼任してられる方もおられますね。

**社会教育スポーツ課長** 何名かおられます。

**委員長職務代理者** 審議会は年何回ぐらい開催されるのですか。

**社会教育スポーツ課長** 年2回です。

**委員長職務代理者** 2回。では、兼任でも大丈夫ですね。

**鬼丸委員** 文化財の専門分野が重なっている部分。例えば歴史学の先生が4人です  
か。分野はうまく分かれていますね。

**社会教育スポーツ課長** はい。分かれています。

**鬼丸委員** 歴史の中でも、その中でも分かれていますか。

**社会教育スポーツ課長** 古代ですとか、中世・近世とバランスをとっております。

**委員長** 9名で定員なのですか。

**社会教育スポーツ課長** いえ、条例定数は12名でございます。前期も9名の委員で  
構成しておりまして、今回前期の会長がご辞退なさいました関係で、お一人の  
新任を加え、今回も9名で構成いたします。

**委員長** ほかにございますか。

（「なし」の声）

ないようですので、原案どおり決定して異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

では、原案どおり決定いたします。

続いて報告事項に移ります。1番杉並の教育を考える懇談会の開催について。  
事務局副参事お願いいたします。

**事務局副参事** 杉並の教育を考える懇談会の第1回の会合が決定いたしましたの  
でご報告いたします。第1回の開催につきましては、日時が平成12年4月27日木

曜日。明日でございます。午後7時から。場所は杉並区役所中棟5階でございます。第3委員会室でございます。

前報告いたしました、前回（案）でありました設置方針が固まりましたので、資料として提出しております。案からの変更点ですが、2の懇談の内容を大きく捉えまして、懇談会では、21世紀の教育のあるべき姿や方向性について、広く意見を聞き、併せて教育がかかえる学校の自由選択制度や地域の人材活用のあり方などの諸課題についても意見を聞くという懇談会の内容としています。裏面でございますが、前回の資料では、学識経験者の内4名の方はお知らせしておりましたが、調整中とご報告いたしました2名の方が決定いたしましたので、記載しております。学識経験者の名簿で、大東百合子先生、杉並区文化・交流協会理事長あるいは元津田塾大学長のご経歴の方です。もう一人が、松丸啓子先生、高千穂商科大学助教授でございます。

私からは以上でございます。

**委員長** ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

**丸田委員** 松丸先生のご専門は何ですか。

**事務局副参事** 教育哲学ということで、道徳ですとか、心の問題ですとかがご専門です。

**鬼丸委員** 明日、もう第1回の懇談会があるのですか。

**事務局副参事** はい。明日午後7時から第1回が開催されます。

**鬼丸委員** 具体的に明日の第1回はどのように始まることになりますか。

**事務局副参事** 明日は初回でございますので、自己紹介を兼ねまして、各委員さんよりご専門から教育への想いと申しますか、スタンスを表明していただきます。その後、会長、副会長の選出の後、議論の中で今後の進め方をお諮りいただく予定であります。

**鬼丸委員** それでは、割合と自由に討論をしていこうということですね。

**事務局副参事** はい、そのとおりです。

**委員長** 他にはよろしいですか。

（「はい」の声）

明日から大変な仕事に取り掛かるわけですが、よろしくお願いいたします。

続いて2番「健康学園入園決定状況について」学務課長お願いいたします。

**学務課長** 私の方から南伊豆健康学園の入園児童数についてご報告いたします。

前回の教育委員会において、4月1日付の入園児童数についてご報告させていただきました。その後5月募集をいたしまして、5名の増員となりましたので、ご報告をいたします。

5名の内訳でございますが、3年生の男子が1名増え、2名に。4年生の男子が1名増え、8名。5年生では女子が1名増え、8名に。6年生では男子女子とも各1名が増えて、18名となっております。合計でございますが、男子が22名、女子が14名、計36名。4月が31名でしたので、5名の増ということでございます。病類別児童数につきましては記載のとおりでございます。ちなみに前年度同期は31名でございますので、やはり5名の増ということでございます。新規児童数及び継続児童数につきましては、記載のとおりでございます。

今後の募集予定でございますが、9月募集を6月にかけて行ってまいります。これにて今年度の募集は終了するということでございます。私からは以上でございます。

**委員長** 学務課を中心に努力をしていただいた結果と思えますが、昨年度より入園児童数が増えたとのこと。ご質問、ご意見等ございますか。

(「なし」の声)

3番「教科用図書採択要綱について」4番「県費職員に関する住民監査請求について」5番「教育委員学校訪問の訪問校(園)の決定について」以上を指導室長お願いいたします。

**指導室長** 杉並区立学校教科用図書採択事務の要綱についてご報告いたします。

4月8日に開催されました区議会文教委員会におけます経緯も含めてご報告いたします。

小学校と中学校の要綱がございますが、それぞれ審議会、調査部の人数の違いと、附則において中学校におきまして「種目別調査部会に係る規定及び第6条の規定は、平成13年4月1日から施行する。」との規定が相違でございますので、中学校の要綱によりましてご報告いたします。

要綱の目的でございますが、杉並区教育委員会が権限と責任を持って採択を行うということを明記しております。採択の基本方針でございますが、教科用図書の調査研究が十分に行われ、公正かつ円滑な採択に努め、区民の意見を可能な限り参考にすることを基本方針として、採択事務に反映させることといたしております。採択の時期でございますが、東京都の規定によりまして8月15

日までとなっております。教科用図書選定審議会は、教育委員会からの諮問を受け、全ての種目別調査部会からの教科用図書の調査研究報告、また各学校からの調査報告、区民からの意見等を集約・討議し、教育委員会へ答申するという重要な役割を持っている審議会でございます。構成員につきましては、アの（ア）から（キ）までとなっております。なお、（ウ）中学校長が9名となっておりますのは、種目別教科数9教科の調査部会に入ることによってこの人数となっております。種目別調査部会には、代表として審議会の9名の校長が入るほか、教頭及び教諭が入り、すべての採択候補教科用図書の調査にあたるということになります。学校からの教科用図書の研究は第6条に規定してございます。学校からの報告につきましては、順番をつけるのではなく、2種類以上を上げてもらうということで、細目の第2の（3）に「調査研究報告書は、特定の教科書を採択すべき教科用図書として表記したり、他の教科用図書との比較をする表記をしたりしてはならない。また、順位を付してはならない。」と明記してございます。

次に養護学校及び心身障害学級で使用する教科書につきましては、学校教育法第107条の規定による教科用図書のリストの中から毎年行うこととなっております。そのため、通常学級と採択の組織が異なることとなります。

委員及び部会員の責務でございますが、重要な審議、調査に関わるということで、教科用図書選定に直接利害関係のない旨の確認書を委員会に提出し、公正を期したいと考えております。また、相当量の情報が入りますので、「職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない」という規定を置いてございます。

今回地教行法第59条の廃止に伴い、教科用図書の採択権が区教育委員会に下りたわけですが、杉並区教育委員会の独自性という観点から、区民のご意見をしっかり把握するという視点が重要であると考え、見本展示会場を3箇所設けまして、広報活動も行い、多くの区民の方に関心興味を持っていただき、自由な記述形態でご意見ご感想をいただく体制を考慮いたしました。

審議会等の庶務は、指導室で行います。

情報公開でございますが、公正確保の観点から、採択までの間、審議会委員等の名簿をはじめ、審議内容、研究内容、検討内容等は非公開とし、採択後において公開とすることといたしました。

附則でございますが、中学校の教科用図書の採択は、4年のスパンで行って

おり、来年13年度がちょうど中学校の採択の年でしたが、新しい教育課程の施行が平成14年度から始まります。そのため、13年度につきましては、教科書会社におきまして現行の教科書の改訂をしておりません。このため、今年度につきましては、種目別調査部会は設置せず、審議会において現行のものを審議いただき、答申をいただくこととしております。

細目でございますが、第1に調査研究の視点が「内容の選択」「組織・分量」「表現」「使用上の便宜」「地域性」「総合所見」の6つのポイントで示し、記述の上で審議会へ上げていただくこととなります。第2以降につきましては、先ほどご報告いたしましたので省略いたします。

文教委員会における質疑でございますが、何が「杉並らしさ」かとのご質問があり、区民の意見を反映させていきたいとのことから自由な意見感想を頂戴していくこと、また、従来1箇所であった展示会場を3箇所にし、多くの方の来場を得るとしております。このようなことが杉並の特色であるとお答えしております。ただ、これから学校のほうが忙しくなり、また、ここで幅広い場所なのかとのご意見もございました。各地域にある図書館等の教育施設を利用できないのかとの意見がございました。これらについては、今後の課題として検討をしていきたいとご回答しております。

私からは以上でございます。

**委員長** 内容がありますので、この件についてのみ、先にご意見、ご質問をお願いいたします。

**丸田委員** 中学の場合の調査部会は、種目別ということを見ると9つできるということですね。

**指導室長** 細目の第3にございますが、9教科についてそれぞれ調査部会を設置いたします。

**丸田委員** 審議会と調査部会との関係というか。調査部会の調査内容について、部会員が審議会のメンバーでなければ意見が反映しづらいのではないですか。

**指導室長** 先ほどご説明いたしました。調査部会には部会長として、審議会委員である9名の校長が入っておりますので、調査部会の検討内容等について審議会に反映できると考えております。

**鬼丸委員** 採択については、8月15日となっておりますが、この日でなければならぬということになっているのですか。



**指導室長** 法律で定められた期間・期日がありますので、この日程で実施いたします。

**鬼丸委員** そうしますと種目別調査部会というのは、5月から6月の1ヶ月となります。学校の先生は、この時期かなり忙しいと思いますが、部会員の先生は、この間に全ての教科書を読み、意見をまとめるのは可能なのか。かなり負担が大きいのではないかと心配になりますが、その点は大丈夫ですか。

**指導室長** 委員のご指摘は、私どもでもごもっともな点であると考えております。しかし、教科書の見本本が入荷しますのは4月でございますので、期間的に余裕を持たせることができません。このような状況ではありますが、現場の職務への影響ですとか、個人の負担にならないよう期日等について配慮をしてみたいと思います。

**委員長** 審議会組織の9名の校長ですが、各教科ごとに1名の校長ということですね。校長先生がその教科の専門であればいいですが、専門外ということも起こるのではないですか。例えば、校長の中に技術・家庭の専門がないというような場合とか、そのような危惧はありませんか。それならば、杉中教研の各教科部長とした方がよいのではないですか。

**指導室長** 確かに区内の校長が23名で、9教科の専門のバランスよく配置されていれば良いのですが、そのようにはなかなかまいりません。ただ、委員長の危惧されている点については、専門の杉中教研の副部長を務める教頭や教師の協力によりまして、組織的に対応し、校長は高い見地から検討状況を取りしきることによりまして、意見の集約、反映ができると考えております。

**委員長** その点は小学校の場合も同じですね。

**指導室長** はい。

**委員長職務代理者** 細かいことですが、展示したり、調査したりする教科書は、教科書会社の寄贈によるものですか。

**指導室長** 寄贈というのではなく、法に基づきまして、小学校7セット、中学校5セットが東京都を通じて、国より参ります。

**委員長** よろしいですか。

(「はい」の声)

では4番をお願いします。

**指導室長** 口頭にてご報告いたします。平成12年3月31日付で都費負担区立学校

事務職員の休憩時間の設定等を違法不当とする住民監査請求が都監査委員に提出されました。このことにつきまして、平成12年4月18日に都監査事務局長より住民監査請求の関連調査に入るとの通知があり、調査書がまいてあります。以上でございます。

**委員長** 質問等よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では5番について、引き続き指導室長お願いいたします。

**指導室長** 本日第1回の訪問を高井戸小学校にさせていただきました。今後資料にありますように年間10回の訪問が予定されております。今年度は小学校6校、中学校2校、養護学校1校、幼稚園1園の訪問となっておりますのでよろしくお願いいたします。

**委員長** 特にございませぬね。

(「はい」の声)

それでは、日程の第4でございますが、委員協議事項ということで事務局よりの議案、報告でなく、委員の皆さんからの事務局への質問、委員相互の意見交換の場として設定いたしました。まず口火を切るということで私から。

昨日の横浜における小学校2年生の誘拐事件に関連してのことですが、区内の通学路の「ピーポ110番」ですか。各学校やPTAでは不審人につけられたりした場合に駆け込みなさいとの指導をしていることと思いますが、横浜の事件は、2年生で下校途中で起きたとの状況を考えた上で、各学校等でどのような指導をしているかを伺いたい。

**指導室長** 今回の横浜の事件や類似の事件が多発している状況を鑑みて、各学校において子どもの安全を最優先とする指導をしております。特に通学路等につきましては、地域の大人の力、「ピーポ110番」等を頼まなければなりません。その他、子ども一人の登下校などについて注意をするように学校に指導しております。

なお、今回の事件に関連して、小中学校長の会長に各学校への注意をお願いしてございます。

**委員長** せっかく地域のPTA等の協力を得て、制度を実施しているのであるから、新入生も入学した時期でもあり、再度災害を未然に防ぐように活用していただけるように指導していただきたい。

**庶務課長** 私が以前、三年ほど前ですが女性・青少年課長でありました当時、通学時の事故、事件の防止に地域でどのように対応していくかということについて、PTAが中心となってPTAが子どもたちを守っていこうということになり、PTAと教育委員会、区がどのように協力するか考えておりました。現在もこのような活動は続いており、私どももこれらの活動を注視して有効な援助等を考慮してまいりたいと思います。

**委員長** ぜひ子どもたちの安全確保のためによりしくお願いいたします。

学務課長との関係になりますか。品川区の学区外から通学する子どもの通学路は行政としてどのようにしているのか。行政は特に関知せず、親に任せているのか。その辺、品川はどのようにしているのですか。

**事務局参事** お話に出ております品川区の通学区域の変更について、私ども先般品川区へお邪魔しまして情報を得てまいりましたので、事務局副参事よりご報告いたします。いま、お手元に資料を配付いたします。

**事務局副参事** 私の方から簡略にご説明いたします。資料1「プラン21」と記載されておりますのは、品川区の教育改革の名称でございます。21の改革プログラムメニューのひとつとして、通学区域のブロック化の推進が謳われております。目的につきましては、あくまでも学校教育の内容の充実と質の向上が目的とのことでございます。

具体的な実施方法ですが、小学校の新1年生を対象としております。資料に記載のとおり12校から8校と校数に幅がありますが、ブロック分けは4つでございます。分けました理由は、地域の歴史やその他の実情を考慮しております。参考に図面が粗いですが、品川区の地図を添付しておりますが、黒い線で囲まれている部分、上に品川・大崎ブロック。面積的には一番大きくまります。下のほうは3ブロック分かれております。ブロックはこのようになっております。

12年度の事務処理日程を大まかに説明いたしますと、10月10日に「希望登録票」を健康診断の通知書と一緒に発送しております。一定期間に保護者の希望を書面で確認して希望登録をしていただき、11月30日に希望登録の集計をいたしまして、学級編制を報告し、1月になって就学通知を発送しております。

なお、現行の通学区域ですとか、指定校変更につきましてはそのまま残しております。

2枚目に「平成12年度小学校新1年生就学予定者数」2月1日の数値ですが、全

校の状況が記載されております。「合計」欄に231名と記載されておりますが、今回の希望登録者の総数でございます。新聞にも載りましたが、特徴的なことといたしまして、12番の大井第一小学校が48名の希望者があったということです。

2枚目の裏面になりますが、12年3月に品川区が行ったアンケートがございます。この調査は、あくまでも平成13年度を予定しております、中学校の通学区域の自由選択について、5年生、今現在6年生となった児童とその保護者の方。それから、6年生、今現在中学1年生になっております児童の保護者の方を対象として実施したものでございます。回収率は85.53%です。

アンケート項目ですが、「あなたはどのような中学校にいきたいですか」という問いで、特徴的なのは「いじめがない」「友達がたくさんいる」このようところが子どもの考えのようです。「中学校に入学するとき、親と相談しながら自分の行きたい学校を選びたいですか」という問いには、「はい」が約72%ございました。「あなたが行きたい中学校のことを、いろいろ知りたいと思ったときは、どんなことをしてほしいですか。」という問いでは、「中学校へ行って見学したり、中学校の先生の話の話を聞けるようにしてほしい」というのが最も多かったということです。これが生の子どもの声でございます。

3枚目には、その保護者の方のアンケート結果がございます。「中学校の入学についても学校を選べるようにしてほしいですか」という問いに、76%の方が「はい」と回答しております。「どのような点を考えて中学校を選びますか」との問いに、「いじめや荒れの状況」「教育活動の様子」が理由として高いポイントを得ております。「学校を詳しく知るには、どのような方法が良いと思いますか」という問いに、「学校公開」「学校見学会」「学校説明会」という回答多くなっております。

その裏面に、現在の中学1年生。当時6年生の保護者の方へのアンケート結果がございます。84%の回収率で、「中学校の入学についても学校を選べるようにしてほしいか」との問いに、「はい」が63%ほどあり、「どのような点を考えて中学校を選びましたか」という問いに、「いじめや荒れの状況」「教育活動の様子」が高いポイントを得ております。「学校を選ぶとき、学校を詳しく知るには、どのような方法が良いと思いますか」「学校公開」「友人からの情報」あるいは「学校見学会」「学校説明会」が多くなっております。

最後に、新聞各社が取り上げましたが、4月15日の読売新聞の記事を掲載しております。雑駁ですが、私からは以上でございます。

**学務課長** 委員長からご指摘の通学路の関係ですが、手元に資料がございませんが、私どもの、例えば指定校変更ですと、基本的には徒歩で通うということを前提としております。小学校の1年生、2年生がそれぞれ何分ぐらい学校までかかるかということが、ひとつの指定校変更の目処となっております。

確か品川区も指定校変更においては、同様の考えで実施していたと聞いております。今回のブロック化を考えるにあたりまして、小学1年生で実施したわけですので、どこまで徒歩で通っていけるかということを、ひとつは踏まえて設定しているものと思っております。それから、それを踏まえたとしても、いわゆる通学路の安全管理、私ども要綱で定めておりますが、例えば児童が何人ぐらい通学するか、道路に歩道がある形状か、このような点を考慮の上で指定を行っております。まだ、私どもで調査にいておりませんが、生徒の通学の流れと申しますか、学校への行き方が変わりますので、そのような点に品川区はどのような配慮がなされたか確認していかなければならないと考えております。

**委員長** 杉並区では、指定校を変更した場合には、通学路については学校より経路を説明するなりしているということですね。

**学務課長** 通学路を変更する場合には、学校に通学路の変更を届け出ることになっております。それ以外に、行政としまして通学路と指定するにあたっては、一定数の通学児童数と道路の安全性など、いずれにしても、いままでの単体の学校ごとの学区域を越えての児童数がどの程度かによって影響が出ざるをえないと考えます。品川区においてどのようになったかということについては、まだ調査をしておりませんので解りません。今後、そのような点を詰めていく。逆にいえばブロック化を考えるときには、この点を考えていかなければならないと思っております。

**委員長** 大人の側としては、昨日の事件を聞くと学校を選択するということになると、集団での登下校といかないケースが多かろうと思うのです。特に1年生が入学する時期で神経を使うせいかもしれませんが。ひとりで1年生が登下校するという状況で、あのような不心得な者に会うことがないかと心配するわけです。

**学務課長** 従いまして、小学校1年生の場合、このような学校選択については、学校の特徴を踏まえた上での選択と同時に、どこまで安全に通学できるかということが、親御さんの判断において大きな要素を占めるのかなと考えております。

**委員長** いろいろ難しい問題を含んでいると思います。品川区の方は理解できるのかもしれませんが、なぜこのような4つのブロック設定となったのでしょうか。

**事務局参事** 品川区で聞いてきております。ブロックではなく、全区で選択しては、との案もあったようです。ですが、ある程度のブロック化が必要ではないかとの結論に落ち着いたとのことです。区域分けとしては、地域特性を考慮して、大きく4ブロックとしたとのことでございます。

それと大井第一小学校が48名という偏りのある学校が出たのですが、同校については、以前からも指定校変更の希望が非常に多い学校で、毎年40名程度の希望があったそうです。そのことを考慮しますと、例年より8名ほど多いということで、全体では、実施によって例年と大きな差異はなかったと教育委員会では考えておりました。

**委員長** 大井第一小学校では、48名というと2学級の増ですが、学校施設等も含めて、問題はないのですか。

**事務局参事** 指定校変更で例年受け入れてきたので、問題はないようです。

**委員長** 私から以上ですが、皆さんからございませんか。

**丸田委員** いまの4ブロックの話ですが、行政の区域、杉並では7地域ですが、行政の区域として、地域バランスや利便性を考慮して設定してきましたが、品川区においても、行政計画の上のブロックなのですか。

**事務局参事** そちらの確認はしておりません。この4ブロックについては、行政計画などのために既にあったブロックではないと聞いております。

**学務課長** 資料の中に「地域の歴史や実情を考慮した範囲の中で」とございまして、推測ではございますが、東京市の頃35区。この辺りは、荏原区と数区。あと2ブロックもそのような地域の歴史でわったのかと考えます。そのような意味合いでは、行政計画とも関連していると言えます。

**事務局参事** 当初は10校ぐらいを1ブロックでと考えられていたようでございます。その後の地域性ですとか、歴史を踏まえて検討し、線引きすると現在の4

ブロックとなったようでございます。

**丸田委員** 通学路との関係ですが、学校選択を想定して、通学路を設定するのですか。

**学務課長** 通学路は、通学なさる児童の経路の届け出によりまして、一定数となったときに指定しておりますので、今回のような場合には、区域を広げたわけですから、その内容、人数は変わってくると思います。それで、どのような見直しをしたか、品川区に聞かなければならないと思います。実態として区域外からどの程度通学し、それがあある程度のまとまりをもっていれば、通学路の問題となりますし、そうでなければ、委員長がおっしゃられたように一人の安全をいかに確保するかという問題が出てこようかと思えます。

**事務局参事** 五十分ほどかかる学校を選択された方もいるようですが、その方々は、将来転居するとかの理由があったようでございます。

**丸田委員** 通学路は、日常的な安全だけでなく、防災面での確認も必要になってきます。宮城沖地震のときに問題になりましたよね。このような点も考慮をすると、広域になれば、また大変だと思えます。

**事務局次長** 丸田委員から、杉並区は行政地域として7地域あるとのお話がありました。必ずしも全ての計画について地域を標準とするかということそうではなく、計画によりましては別の指標、例えば道路の区切りですとか。今後、教育では、学校を考えて区域を設定することが必要であろうと考えております。7地域をすべてに合致させることは、無理があると考えております。

**丸田委員** いまから七十年くらい前に、都市計画的側面から小学校を中心に地域を整備していくということを提唱した人がいて、世界的にこのような考えがあります。千里ニュータウンは学校が真中であって、そこが地域のセンターにもなる。広場や公園も付設されており、そしてそのユニットが五・六百mの半径で子どもたちが行動できるという、この思想で計画されています。なにか、説得させるものが必要ですよ。

**事務局次長** すべてが7地域という既存の区域でうまくいくというものではありませんので、まちづくり基本方針でも別の区域わけをした経過もございますので、それぞれでより良いものを考えていかなければならないと思っております。現時点での区分けが全てに合致するとは限らないとお考えいただいた方がよろしいかと思えます。

**鬼丸委員** 一点だけ。品川区のアンケートは、設問の関係でしょうけれども、学校が荒れている、いじめという観点と進学とか勉強という観点と交通の便とか学校施設のハード面。おおむね三つぐらいの理由にわかれているように思いますが、トップを占めているのが、いじめ・学校の荒れということを考えると、品川区が荒れているのかどうかと関わると思いますが、その状況を知らなければ、杉並区としてどう捉えればいいのかいえませんが、やはり、学校の荒れやいじめがなければ、それほど自由選択というのは必要がないのかと感じます。そこで、品川のいじめ等の状況と杉並との比較が解れば、次回以降で結構ですから教えてください。

**委員長** 三年ほど前に東田小学校の教頭から、品川区の校長になられた方もおりますので、直接生の声を聞くということも参考になりますね。

**指導室長** 品川区の状況及び杉並との比較につきましては、資料がございませんので、お答えできませんが、アンケートにつきましては、項目立てのこともありますので、評価は控えますが、中学生にとって、いじめや学校の荒れが非常に関心事であると言えます。ただ、それが現実的に起こっていることとは直結しないのではないかと考えます。ですが、委員ご指摘のとおり杉並区では、子どもが安心して通える元気な学校を、校長、教職員協力して体制を造れるように、指導室も助言指導を行うように考えております。

**鬼丸委員** お願いします。多分いじめや荒れがなければ、地域の学校に通学するようになるのかと思います。

**委員長** 他にございませんか。

(「ございません」の声)

以上で本日の委員会を閉じます。